

## 「桃太郎のまち岡山」イメージデザインの使用に関する要綱

### （目 的）

第1条 この要綱は、岡山ビジットアソシエーション（以下「OVA」という。）が作成した「桃太郎のまち岡山」イメージデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、デザインの有効な活用を図ることを目的とする。

### （基本デザイン）

第2条 基本のデザインは別図のとおりとする。  
2 デザイン等に関する著作権はOVAに属する。

### （使用申請）

第3条 デザインを使用しようとするものは、あらかじめデザイン使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

### （使用の承認）

第4条 市長は、前条の規定により申請のあったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、デザイン使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。  
2 前項において、市長は必要な条件を付することができる。

### （承認期間）

第5条 承認期間は、最長1年とし、その終期は3月31日とする。

### （使用の不承認）

第6条 市長は、第3条の規定による申請が次に各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。  
（1）岡山市及びOVAの信用又は品位を損なうおそれがある場合。  
（2）法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。  
（3）特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがある場合。  
（4）優良誤認や産地偽装等、商品等の購入等で消費者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがある場合。  
（5）その他、市長がデザインの使用について不適切であると認めた場合。  
2 前項の規定によりデザインの使用を承認しないときは、デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定により、デザインの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定による商標登録出願を行うことはできないこと。
- (2) 意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないこと。
- (3) 承認された内容により使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (4) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (5) デザインの縦横比率を変えず仕様すること。
- (6) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し又は転貸しないこと。
- (7) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができるものとする。
- (8) デザインの使用に係る承認期間を遵守すること。ただし、更新することを妨げない。
- (9) その他、市長が必要であると認めたこと。

(承認内容の変更申請)

第7条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、デザイン使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、速やかに変更内容を審査し、その結果についてデザイン使用承認通知書（様式第2号）又はデザイン使用不承認通知書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める規定に違反したとき。
  - (2) 虚偽その他、不正な手段により承認を受けたとき
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。
- 2 会長は、前項の規定による承認の取り消しを行った場合は、デザイン使用承認取り消し通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により承認を取り消されたものに対して、使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取り消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された使用者が負担するものとする。
- 4 市長は、使用者等にデザインの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(損害賠償)

第9条 使用者が故意又は過失により岡山市及びOVAに損害を与えたとき、岡山市及びOVAはその賠償を請求することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

「桃太郎のまち岡山」イメージデザイン使用承認申請書

年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

申請者住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）

「桃太郎のまち岡山」イメージデザインを使用したいので、下記により申請いたします。

なお、申請に当たっては、「桃太郎のまち岡山」イメージデザインの使用に関する要綱の適用を受けることについて同意します。

記

1 使用対象物件名 （商品名等）	
2 使用希望デザイン	桃太郎のまち岡山 （縦・横） 背景 （①・②・③） 桃から桃太郎のまち岡山 桃太郎のまち岡山ハンコタイプ（ポジ・ネガ） 希望のデータ形式 （jpg・PDF・ai）
3 使用目的と使用方法	
4 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 使用数量	
6 有償・無償の別	有償（単価 円） ・ 無償
7 連絡先	担当者氏名 TEL （ ） — E-mail（承認後のデータ送付先） @
8 添付書類	企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等）

様式第2号（第4条、第7条関係）

「桃太郎のまち岡山」イメージデザイン使用承認通知書

年 月 日

様

岡山市長 大森 雅夫

年 月 日付けで申請のありました「桃太郎のまち岡山」イメージデザインの  
使用について、下記のとおり承認します。

1 使用目的

使用目的

2 承認対象物件名及び承認番号

承認対象物件名	承認番号

3 承認期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 使用条件

--

様式第3号（第5条、第7条関係）

「桃太郎のまち岡山」イメージデザイン使用不承認通知書

年 月 日

様

岡山市長 大森 雅夫

年 月 日付けで申請のありました「桃太郎のまち岡山」イメージデザインの  
使用について、下記の理由により承認できません。

記

該当事項	不承認理由
	当市の信用又は品位を損なうおそれがあるため
	独占的に使用のおそれがあるため
	法令又は公序良俗に反するおそれがあるため
	特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるため
	その他の理由

様式第4号（第7条関係）

「桃太郎のまち岡山」イメージデザイン使用変更承認申請書

年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

承認番号第 号で承認を受けた「桃太郎のまち岡山」イメージデザインの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

（変更内容）

様式第5号（第8条関係）

「桃太郎のまち岡山イメージデザイン使用承認取り消し通知書

年 月 日

様

岡山市長 大森 雅夫

年 月 日付けで承認した（承認番号第 号）「桃太郎のまち岡山」イメージデザインの使用承認を取り消します。

（取り消し理由）



別 図（基本デザイン）

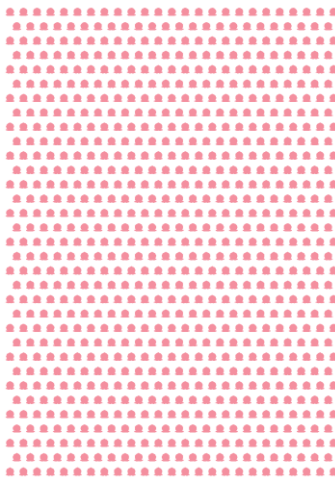
桃太郎のまち岡山 （ 縦 ）

の  
ま  
ち  
岡  
山  
桃  
吉  
郎

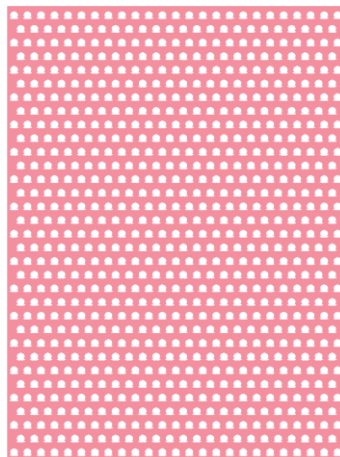
桃太郎のまち岡山 （ 横 ）

桃  
吉  
郎  
の  
ま  
ち  
岡  
山

背景①



背景②



背景③



桃から桃太郎のまち岡山



ハンコタイプ（ポジ）



ハンコタイプ（ネガ）

